

議 長 日程第7「議案第31号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号松田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和5年8月22日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードに加え、利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンを使用して、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう、所要の改正をするため提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、説明させていただきます。松田町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を図るものでございます。

一部改正の内容でございますが、現在、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアに設置された多機能端末機からの印鑑登録証明書の自動交付サービスを実施しておりますが、利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンを利用して、コンビニ交付サービスを利用できるという規定を追加するものでございます。また、国は令和5年12月末までに対応するとしております。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右側の現行第13条第2項の条文の1行目の下線部分ですが、左側の改正案では、「登録者は」の次に「個人番号用カード用」を加えます。これは、利用者証明用電子証明書が今までは個人番号カードのみに使用されていたものを、後半に記載されている移動端末設備用、いわゆるスマートフォン用と区別するためのものでございます。

4行目の下線部分も同様で、「第22条第1項に規定する」の次にも「個人番号カード用」を加えます。

3行目の下線部分ですが、改正案では「（平成14年法律第153号、以下この

項において「公的個人認証法」という。)」に改めます。これは、後半のところで再び長い法律名が出てくるため、略称を設定するものでございます。

8行目の下線部分ですが、改正案では「第2条第7号に規定する個人番号カードをいう。」の次に、「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された電磁的記録媒体(同条第4項の電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電子通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)」を加え、移動端末設備を使用して、コンビニ交付による印鑑登録証明書の申請ができるものとするものでございます。

1枚お戻りいただき、改正条例の本文を御覧ください。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 今度の印鑑条例の一部改正ということでは、スマートフォンを使用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末から印鑑登録書を取得できるということなんですけども、伺いたいのはですね、お伺いしたいのは、個人番号…今までの個人番号カード用利用者証明用電子証明書ですね。今度はこれを端末機に登録するってということなんですけども。スマートフォンもOSでアンドロイドとか限られているようなんですけども、そのOSのこととですね、今度はスマートフォンに組み込むときに、アプリなどをね、必要とすると思うんですけども、そのアプリ等の形式はどのようなになるのでしょうか。お伺いします。

町 民 課 長 現在、マイナンバーカードを所持している方が対象となるんですけども、スマートフォンでも利用したいよという場合には、マイナポータルサイトに行きまして、アプリをダウンロードしていただくという形になりますが、今現在のところはアンドロイド版のみダウンロードができるようになってございます。国では、順次12月末までにiPhone用とか、そういうのも準備できるようにするというようになってございます。その形式はと言われても、ちよっ

とそこは私のほうでは分かりかねますので、申し訳ございません。

11番 寺 嶋 マイナアプリっていいですか、スマートフォンでアプリですね。これ、マイナポータルっていう電子証明書用のアプリですね。それに登録する…登録して使うと思うんですけども、このスマートフォンに登録するのは、複雑…ちょっと私はよく分からないんですが、個人番号用のカード利用電子証明書と、それから移動端末の利用者電子証明書、公的認証っていうんですか。これを記録…スマートフォンに記録してやらないと、それ自体は使えないと思うんですけども。これはどのように、方法はどのようにされるのか、再度お伺いします。

町 民 課 長 町では、マイナンバーカードの発行のときに、暗証番号とかを設定してコンビニに利用できるところまではお手伝いはしておりますが、あくまでもスマートフォンを使って自分でやりたいという方は、自分でですね、このマイナポータルのサイトに行って、アプリをダウンロードして自分で設定していただくということになっておりますので。すみません、よろしくお願ひします。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。ございませんか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第31号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただいて、午後1時より再開いたします。暫時休憩します。

(11時45分)